

令和4年度 守谷市放課後子ども総合プラン 自己評価チェックシート

施設名 松ヶ丘小学校児童クラブ

守谷市放課後子ども総合プランの自己評価は、評価基準を厚生労働省『放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月)』とし、施設運営の実情に応じて、放課後子ども教室及び学校をはじめとする他施設や地域との連携を踏まえた運営について、一定期間を振り返って評価するものとします。

<自己評価チェックの進め方>

- ・各施設単位で、運営の内容について確認してください。
- ・各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ・その際、別紙「自己評価チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて、「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ・各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○:できている(評価の着眼点の事項がすべてできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった段階で記入してください。なお、評価に該当しない場合は、「-:該当しない(評価対象に当てはまらない)」を記入してください。
- ・○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(評価が△、×だった場合は、改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください。(100字以内)職員間で評価結果や気づき、より良い育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針:総則とそれに直接付随する項目【=第1章,第2章,第7章に対応する項目】

区分		チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1	趣旨	○	「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	
	2	放課後児童健全育成事業の役割	○	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	
	3	放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。
			(2)保護者及び関係機関との連携	○	保護者や学校等の関係機関と連携している。
(3)放課後児童支援員等の役割			△	放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	
(4)放課後児童クラブの社会的責任			△	放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	
第7章 職員の資質向上	4	放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	△	放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組む、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。
			(2)法令遵守のための組織的取組	○	放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。(守秘義務を遵守する。関係法令に基づき個人情報を適切に取扱い、プライバシーを保護する等。)
	5	要望及び苦情への対応	△	子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	
		(2)研修等	△	放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	
		(3)運営内容の評価と改善	○	放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	7	子どもの発達理解	△	放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	

II 運営指針:育成支援に直接かかわる項目【=第3章,第5章に対応する項目】

区分		チェック項目	結果	コメント	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	8	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	育成支援の内容について理解している。
			(2)育成支援の留意点	△	理解度に個人差はあるが、児童の育成支援を留意し、健全に過ごせるよう努めている。
	9	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○	障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。
			(2)障がいのある子どもの育成支援に当たった留意点	△	障がいのある子どもの育成支援に当たった留意点を理解し、育成支援を行っている。
	10	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。
			(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	△	家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。
			(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たった留意事項	○	特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護と秘密保持に留意している。
	11	保護者との連携	(1)保護者との連絡	△	各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。
			(2)保護者からの相談への対応	△	保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。
			(3)保護者及び保護者組織との連携	○	保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。
	12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○	育成支援に係る職務を実施している。
			(2)運営に関わる業務	○	運営に関わる業務を実施している。

II 運営指針: 育成支援に直接かかわる項目【=第3章、第5章に対応する項目】の続き

区分			結果	コメント	
第5章 学校及び地域との関係	13	学校との連携	(1)学校との連携 ○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校との情報共有は日々行っている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	共有した児童の情報の扱いについては、十分に注意を払い、秘密保持に努めている。
	14	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	以前は地域のボランティアに協力をいただき、子どもの見守りを一緒に行っていたが、コロナ禍になり、実施はできていない。
15	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学校行事や施設の利用状況を配慮し、時間厳守をしながら施設利用をしている。	

III 運営指針: 育成支援(事業内容)を直接支える項目【=第6章2に対応する項目】

区分			結果	コメント	
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	16	衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	手洗い、うがいの実施、マスク着用の声掛けを常に行い、感染防止対策に努めた。おやつ時の手指消毒、黙食を徹底した。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	ケガについては、毎日の活動終了時に全体確認を行い、把握に努めている。また、事故においても、他のプランの事例をミーティング内で共有をし、支援員一人ひとりが再発防止に努めている。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	地震・火災・不審者対応について、対応方針を定め、年3回の避難訓練を実施している。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○保護者・学校と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	降所時の時間記入の徹底、また必要に応じて、保護者に対して、駐車場で危険行為や学校周辺の駐車についての注意喚起を行い、安全確保に努めている。

IV 運営指針: 最低基準(市の条例)に依拠する項目【=第4章、第6章1に対応する項目】

区分			チェック項目	結果	コメント	
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	17	施設及び設備	(1)施設 ○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	△	学校施設を利用しているクラスにおいては、静養スペースを確保できていない。	
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	状況に応じて補給している。	
第4章 放課後児童クラブの運営	18	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	基準を下回らないようシフト作成をしている。
			(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	実施できている。
			(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	雇用の安定に尽力しており、待遇についても昇級制度やキャリアアップを導入し、若い職員が長期的に勤務できるよう配慮している。
			(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	児童の受け入れ前には、掃除、おやつ準備、ミーティングを行う時間を確保している。
	19	子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	適切な範囲で運営できている。	
	20	開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	運営基準に沿って適切に設定している。	
	21	利用開始等に関わる留意事項	○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	留意事項を理解し、適切に対応している。	
	22	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	子どもの健全育成や地域の実情についての理解をし、運営している。
			(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	留意事項を理解し、運営している。
	23	労働環境整備	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	年1回自己評価に基づき支援員面談を行い、状況把握をしている。また、労災への対応も適宜行っている。	
24	適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	保護者会役員に会計監査を依頼し、適正な会計管理を行っている。	
		(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	実行委員会及び、保護者総会の資料内にて情報公開をしている。	